

## 「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」よくある質問と回答 (申請編)

Q 申請書はどのように提出すればよいですか

A 『群馬県労働政策課』宛てに  
**郵送又は持参**にて御提出をお願いします。

Q 就業規則のページ数が多く、郵送が難しいです

A 育児・介護休業に該当する部分のみの送付で大丈夫です。  
郵送が難しい場合にはメールやFAXでも構いません。  
(※申請書は押印が必要になりますので、郵送又は持参で提出をお願いします。)

Q 申請してから認証書が届くまでどのくらいかかりますか

A 申請内容に不備等無ければ**一ヶ月以内**に認証書を発行します。

Q お金はかかりますか

A 申請及び認証にもお金はかかりません。

Q 認証マークが欲しいのですが

A 認証後に担当まで御連絡いただければ、メールにて認証マークのデータを送付します。  
名刺やHPへの掲載などに御活用ください。

## 「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」よくある質問と回答 (申請編)

Q 県外に本社がある場合でも大丈夫ですか

A 群馬県内の事業所・支店としての認証が可能です。  
※従業員数やゴールド認証申請の際の実績等は、  
県内事業所の数値を記入してください。

Q 就業規則で、現行の育児・介護休業法に対応していない部分がありますが、規則内に『不足部分は現行の育児・介護休業に準ずる』と記載があるので大丈夫ですか

A 就業規則は原則、規定事項を明記して周知することが必要です。『現行法に準じる』との記載では周知したといえないため、不足部分がある場合には規則の改定をお願いします。

Q 従業員が10名以下ですが申請できますか

A 就業規則を定めていれば申請・認証は可能です。

「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」よくある質問と回答  
(更新・再交付編)

Q いつごろ更新手続きをすればよいですか。

A 認証満了日1ヶ月前を目安に、申請をお願いします。

※認証満了日間近に申請すると、書類や規則の不備等がある場合に、補正中に認証期間が切れてしまうことがあります。

Q どのような時に変更届を出せばよいですか。

A **代表者や社名を変更した際に**変更届の提出をお願いします。  
認証書の再発行を希望する際には、変更届の再発行希望欄に (チェック)を入れていただき、**旧認証書を同封して**御提出をお願いします。

Q 認証書を紛失してしまいました

A 認証書再交付願を郵送又は持参にて御提出願います。

「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」よくある質問と回答  
(ゴールド認証編)

Q 男女共同参画推進員の設置はどうしたらよいですか。

A 群馬県のHPから「男女共同参画推進員（選任・変更届）」をダウンロードし、メール・FAX・郵送・持参のいずれかにて『労働政策課』又は『生活こども課』宛てに御提出願います。

Q 「3年以内」とはどの期間を示していますか。

A 現時点から3年前までの期間を示しています。  
(例) 現時点が令和2年5月1日の場合  
平成29年4月31日～令和2年5月1日

Q 「3年度前」とはいつの時期を示していますか。

A 現時点の年度始めから3年度前の時期を示しています。  
(例) 現時点が令和2年度の場合  
→3年度前は平成29年度